（共同生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十九　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る施設から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第三十四条の二十六の四　法第四十一条の二第一項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一　（略）

二　生活介護又は自立訓練（生活訓練）　通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。第四号において同じ。）

三　（略）

四　自立訓練（機能訓練）　通所介護又は通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。）

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第五十一条の二十一第二項において準用する法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～4　（略）

5　市町村長は、法第五十一条の二十一第二項において準用する法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	指定都市の市長

（共同生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十九　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2・3　（略）

（新設）

第三十四条の二十六の四　法第四十一条の二第一項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一　（略）

二　生活介護又は自立訓練　通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。）

三　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～4　（略）

（新設）

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第五項まで	都道府県知事	指定都市の市長